

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 不健全図書類の指定……………一  
………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課) ……一
- 公共測量の実施(六件)……………一  
………(都市整備局都市基盤部調整課) ……一
- 市街地再開発組合の設立認可……………二  
………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二  
………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案……………三  
………(環境局総務部環境政策課) ……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五  
………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……五
- 森林法第八十九条の揭示……………六  
………(産業労働局農林水産部森林課) ……六
- 都道の区域変更(二件)……………七  
………(建設局道路管理部路政課) ……七
- 都道(首都高速道路)の区域の変更……………二  
………(同) ……二
- 平成三十年東京都告示第五百九十二号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………一  
………(警視庁) ……一

告示(教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………三  
告示(文)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………二  
公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消……………二  
………(主税局課税部課税指導課) ……二

○都市計画の案……………(都市整備局都市基盤部交通企画課) ……三  
………(同) ……三

○管理処分計画の変更……………三  
………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……三

○東京都水道局武蔵村山サービスステーションの廃止……………三  
………(水道局) ……三

## 告示

○東京都告示第千六百七十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行業者	指定理由
四二八二	雑誌	DONKEY COM ICS	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		スポーツニクコミック	
		ヨガリすぎておかしくなりそう	

五六六一〇五 株式会社総合図書

○東京都告示第千六百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 日野市
- 二 測量の種類 公共測量(デジタル撮影)
- 三 測量の区域 日野市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで

○東京都告示第千六百八十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

宇割・評価項目	評価の結果
景観	<p>事業区間周辺の主要な景観は、大山駅を中心に鉄道施設や低層及び中高層の住宅や商業施設、医療施設などが立ち並び状況にある。その中で、東上本線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、将来の鉄道施設の高さは周辺建築物等を大きく上回ることはなく、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられる。</p> <p>加えて、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や窓等には、地域の景観づくりにより寄与するよう配慮する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっている。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観の一部となる。</p> <p>また、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や窓等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。さらに、隣切が除却されることにより、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図る。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「多様な用途が調和し、緑あふれる、暮らしやすく誇りを感じる街並みを保全・創出する」を満足する。</p>
廃棄物	<p>既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨等の建設廃棄物、建設発生土については、再資源化率等の予測を99%以上、建設廃土については再資源化率の予測を98%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)に定める都関連工事の目標値を達成する。</p> <p>プラスチック、ガラス、ケークル等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。再資源化が困難な建設廃棄物及び建設廃土、有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第千六百八十八号

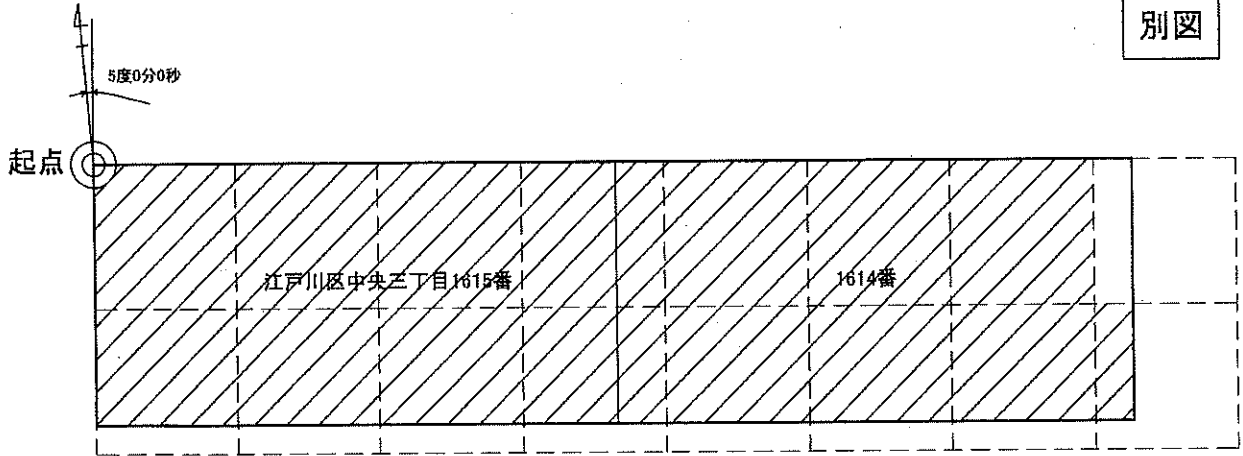
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、江戸川区中央三丁目1615番の  
 最北端とする。

【格子の回転角度】 5度0分0秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向  
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平  
 行して10m間隔で引いた線により形成されて  
 いる格子を、起点を中心として、右回りに回  
 転させた角度を示す。

【凡例】  
 — 敷地境界  
 - - 隣境界  
 - - 単位区画  
 ▨ 移住変更申請届出区域

●東京都告示第千六百八十九号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条  
 の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、  
 保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林  
 について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法  
 第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示すると  
 ともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字本宿 五六九四番	井上孝次	檜原村役 場
西多摩郡檜原村字人里 六七六四番	安藤昭男 安藤圭之	
西多摩郡檜原村字数馬 七二四五番一	小林理一 坂本榮吉 大久保豊次郎 山崎喜章 山崎伊三郎 小林泰藏 小林彦次 小林柳藏 小林由治 小林新平 大久保濱次郎 中村常三郎	
西多摩郡檜原村字神戸 八〇二六番一及び二	伊藤徳彦	
西多摩郡檜原村字神戸	池谷幸子	

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了(四件)……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……二
- 平成三十一年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……六
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……(生活文化局都民生活部管理法人課)……七
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……七
- 都市計画事業の施行(四件)……(建設局道路建設部管理課)……七

### 告示

●東京都告示第六百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日まで

●東京都告示第六百五十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都

西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市成木七丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第六百五十八号

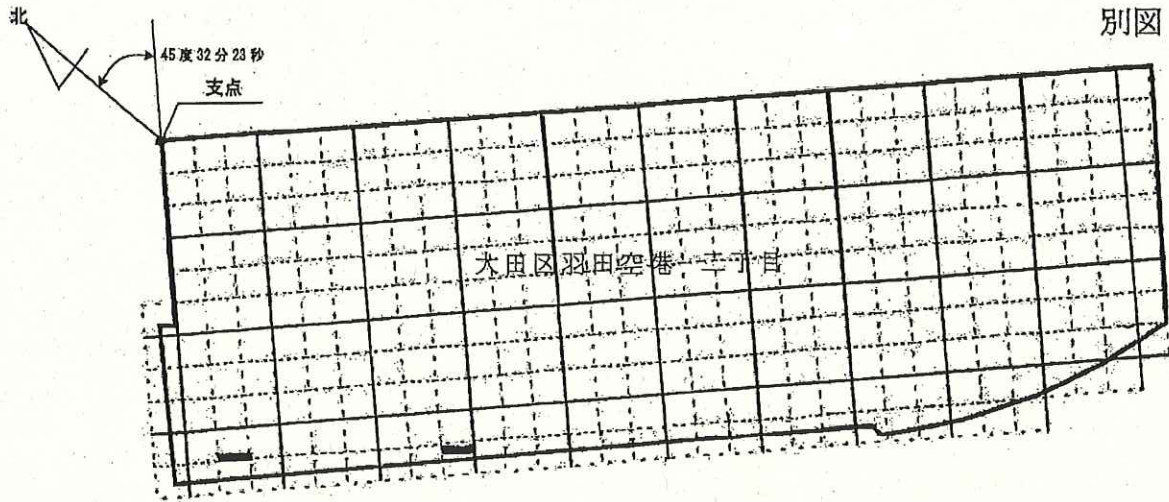
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点座標補正、標高補正、四級基準点測量及び道路基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区上板橋一丁目、上板橋二丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、成増一丁目、成増二丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、中丸町、熊野町、大山金井町、幸町、大山西町、大山町、大谷口上町、弥生町、大谷口北町、東山町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、練馬区錦一丁目、錦二丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目

別図



【格子の回転角度 (45度32分23秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】  
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査対象地の最北端 (X: 60501.169, Y: -6040.396) とする。  
 ※座標は、測画法 (昭和2年法律第189号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】  
 -----: 単位区画  
 ————: 30m格子  
 ————: 調査対象地  
 ■: 形質変更時要届出区域

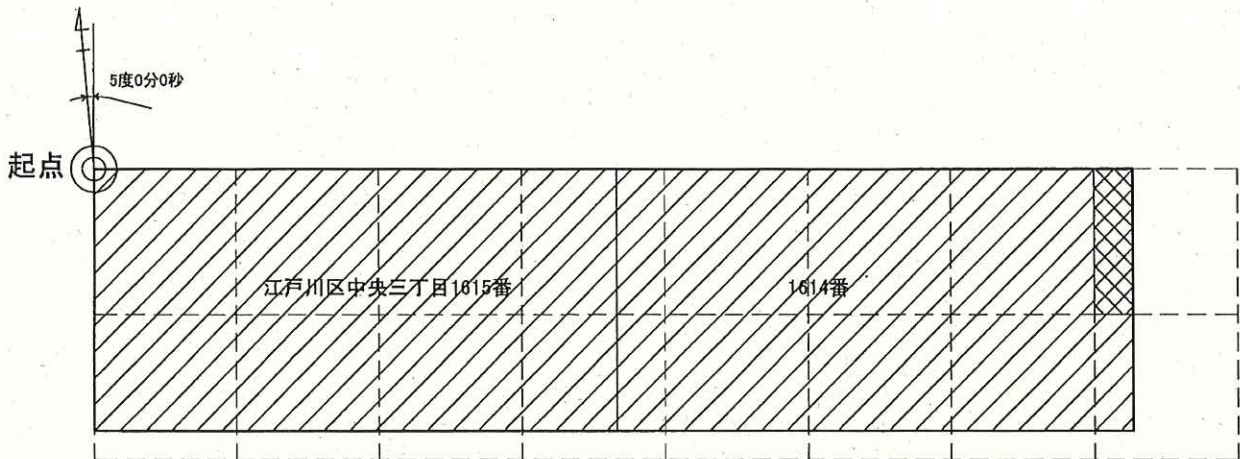
●東京都告示第六百六十三号  
 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成三十一年四月十日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区中央  
 三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準  
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合  
 物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、シス  
 ー・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛  
 及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並  
 びにほう素及びその化合物

別図



【起点】  
 起点は、江戸川区中央三丁目1615番の  
 最北端とする。

【格子の回転角度】 5度0分0秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向  
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平  
 行して10m間隔で引いた線により形成されて  
 いる格子を、起点を中心として、右回りに回  
 転させた角度を示す。

- 【凡例】
- 敷地境界
  - 筆境界
  - 単位区画
  - ⊗ 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
  - ⊘ 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1688号により指定した区域)

●東京都告示第六百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市小川東  
 町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 ふっ素及びその化合物